

工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事及び製造の請負並びに建設工事関連業務委託(以下「工事等」という。)の競争入札参加者に必要な資格、格付及び指名等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 資 格 審 査

(審査の方法)

第2条 入札参加資格の審査は、入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号)に基づき提出された建設工事入札参加資格審査申請書、入力データ及び添付書類により行うものとする。

(総合数値の算定方法)

第3条 総合数値は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項別表に掲げる建設工事の種類ごとに算定するものとし、法第27条の23の規定による経営事項審査を受けて算出された総合評定値(経常建設共同企業体にあつては、構成員ごとの当該総合評定値の合計値を当該構成員の数で除して得た値(その値に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))以下「総合評定値」という。)を基礎数値として、次に定める方法により行うものとする。

(1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道管工事の総合数値

総合数値 = 総合評定値 + 主観項目配点

主観項目 = 別表第1

(2) (1)以外の建設工事の総合数値

総合数値 = 総合評定値

(入札参加者の格付)

第4条 入札参加者の格付は、前条の総合数値に基づき、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議において等級の格付基準を定め、決定する。ただし、土木一式工事及び建築一式工事の等級はA、B、C及びDの4等級、電気工事、管工事及び水道管工事の等級はA、B及びCの3等級とし、前記以外の建設工事については、等級による格付を行わないものとする。

2 前項の格付は、市内業者(市内に本店を有する者)及び経常建設共同企業体について行うものとする。

(入札参加資格者名簿)

第5条 第2条及び第3条の規定による資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者は、建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載するものとする。

(入札参加者格付一覧表)

第6条 指名の公正かつ適正を期するため、工事等の種類別に入札参加者格付一覧表を作成するものとする。

第7条から第10条(削除)

第3章 指 名 基 準

(指名の方針)

第11条 指名競争入札の指名にあたって、一部の者に偏重することなく、中小企業の保護育成に留意し、特に不利益又は不公平とならないよう適格業者から公正に指名するものとする。

(指名の方法)

第12条 指名競争入札の指名にあたっては、特に市長が認めた場合を除き、資格者名簿に登載された者のうちから選定するものとし、次の順位により指名するものとする。

- (1) 浜松市内に本店を有するもの(経常建設共同企業体及び設計等経常共同企業体を含む。)(市内業者)
- (2) 本店は浜松市外で、浜松市内に支店、営業所等を有し、契約等が委任されているもの(準市内業者)
- (3) 前各号に掲げるもの以外のもの(市外業者)

2 前項の規定により入札参加者を指名するときは、おおむね別表第2に掲げる発注工事等の金額に対応する等級に格付された者のうちから選定するものとする。ただし、特に必要があると認めた場合には、直近上位若しくは下位の等級(工事成績が特に優秀なものにあつては下位2等級)に格付された者のうちから、又、施工しようとする工事の施工箇所の隣接に営業所を有するものにあつては、格付された等級にかかわることなく選定することができる。

3 次の各号の一に該当する工事等については、前項の規定にかかわらず選定することができる。

- (1) 災害復旧等急施を要するもの
- (2) 特殊な機械、又は特許工法を要するもの
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

4 指名競争入札に抛らない契約の業者の選定にあたっては、特に市長が必要であると認める場合を除き、資格者名簿に登載された者のうちから選定するものとする。

(選定の基準)

第13条 前条の規定により入札参加者を選定する場合は、次の各号に掲げる事項を考慮して選定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事等の状況
- (6) 当該工事等の施工についての技術的適性及び機械器具の保有状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 指名件数(指名時における市発注工事等に係る当該年度の指名件数)
- (10) 既成工事等との関連

(入札参加者の指名定数)

第14条 指名競争入札における入札参加者の指名定数は、原則として別表第3に掲げるところによるものとする。

(入札参加の停止)

第15条 工事等の競争入札に参加することができる資格を有する者若しくはその役員又は使用人等が、官公庁又は民間の工事等に関して事故を起こし若しくは不良工事等を施工し若しくは不正行為等を行い、又は法令に違反した場合は、別に定める基準に基づき入札参加を停止するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年2月1日から施行する。
- 2 昭和50年4月1日施行の「入札参加者の資格審査並びに指名等に関する要綱」は廃止する。

附 則

- 1 この要綱、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の（注）の規定は、平成 10 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用し、同日前に完成した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の最初に行う第3条の規定に基づく総合評点の算定においては、別表第1注中「4月1日」とあるのは「1月1日」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

項目	配点
直近 2 年度に完成した工事成績の平均点	70 点 ~ 70 点 (平均点以上を加点、平均点の - 10 点未満を減点)
直近 2 年度の優良工事表彰	1 ヶ年度 : 30 点、2 ヶ年度 : 50 点
ISO9001、ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得	ISO9001... 10 点 ISO14001 又はエコアクション 21 どちらかを取得... 10 点
障害者雇用	10 点
入札参加停止	・入札参加停止月数 × - 10 点 ・警告・注意 (文書・口頭) - 5 点
浜松市と災害協定締結	10 点
直近 2 年度における緊急対応のための夜間待機及び休日待機の実績 (水道管に適用)	・夜間待機 : 基礎点 10 点 + 実績加算点 (0 点 ~ 20 点) ・休日待機 : 10 点
2 (3) 年間の完成工事高	経審結果における 2 (3) 年間の完成工事高がない場合... - 50 点
暴力団等排除の取り組み	10 点

(注)

浜松市における直近 2 年度の 500 万円以上の完成工事成績を対象に、個別業種の平均点以上を加点、また平均点から 10 点を減じた点数未満を減点するものとし、最大加点 70 点、減点 70 点とする。なお、平均点は小数点第 2 位まで求めるものとし、第 3 位を四捨五入する。(経常建設共同企業体の場合は、全ての構成員の工事成績の平均点に基づき算定する。)

浜松市において直近 2 年度に優良工事表彰を受けた工種(経常建設共同企業体の場合は、全ての構成員を対象とする。)

審査申請時における取得状況 (経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、報告義務のある事業主で法定雇用数以上の雇用 : 10 点

上記の義務のない事業主で雇用 : 10 点

(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)

浜松市における直近 2 年度の入札参加停止の状況(経常建設共同企業体の場合は、各構成員の和とする。)

平成 30 年度までに浜松市と協定締結済であること。ただし、追加申請の場合は申請時の状況。(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)

平成 31 年 4 月 1 日時点で浜松市水道工事課の夜間待機緊急対応名簿に掲載のあること。(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)

入札参加資格審査申請時の経審結果を基準とする。(経常建設共同企業体の場合は、各構成員の和とする。)

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、入札参加申請の基準日前 2 年間に責任者講習を受講した場合、10 点とする。(経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。)

別表第2 工事の種別及び等級区分による発注標準金額表(第12条関係)

工事の種別	等級	発注工事金額
土木一式工事	A	3,000万円以上
	B	7,500万円未満
	C	4,500万円未満
	D	1,500万円未満
建築一式工事	A	4,500万円以上
	B	2,000万円以上 10,500万円未満
	C	4,500万円未満
	D	2,250万円未満
電気工事	A	1,500万円以上
	B	4,000万円未満
	C	1,500万円未満
管工事	A	1,500万円以上
	B	4,000万円未満
	C	1,500万円未満
水道管工事	A	1,500万円以上
	B	4,000万円未満
	C	1,500万円未満
その他工事	その都度定める。	

別表第3 入札参加者の指名定数(第14条関係)

工 事	
発注工事金額	指名定数
1,000万円未満	6者以上
1,000万円以上	10者以上

委 託	
発注委託金額	指名定数
300万円未満	4者以上
300万円以上 1,000万円未満	6者以上
1,000万円以上	10者以上